

認証保育所を
利用している方へ

令和元年10月から

幼児教育・保育の無償化がスタートします！

1 対象

- 無償化の対象となるためには、あきる野市から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。
 - (注1) 「保育の必要性」とは、就労等により、家庭で保育することができない場合などをいいます。詳しくは、別添の通知または市にご確認ください。
 - (注2) 認可保育所等に申込をした方で、既に認定を受けている場合は、認定申請は不要です。

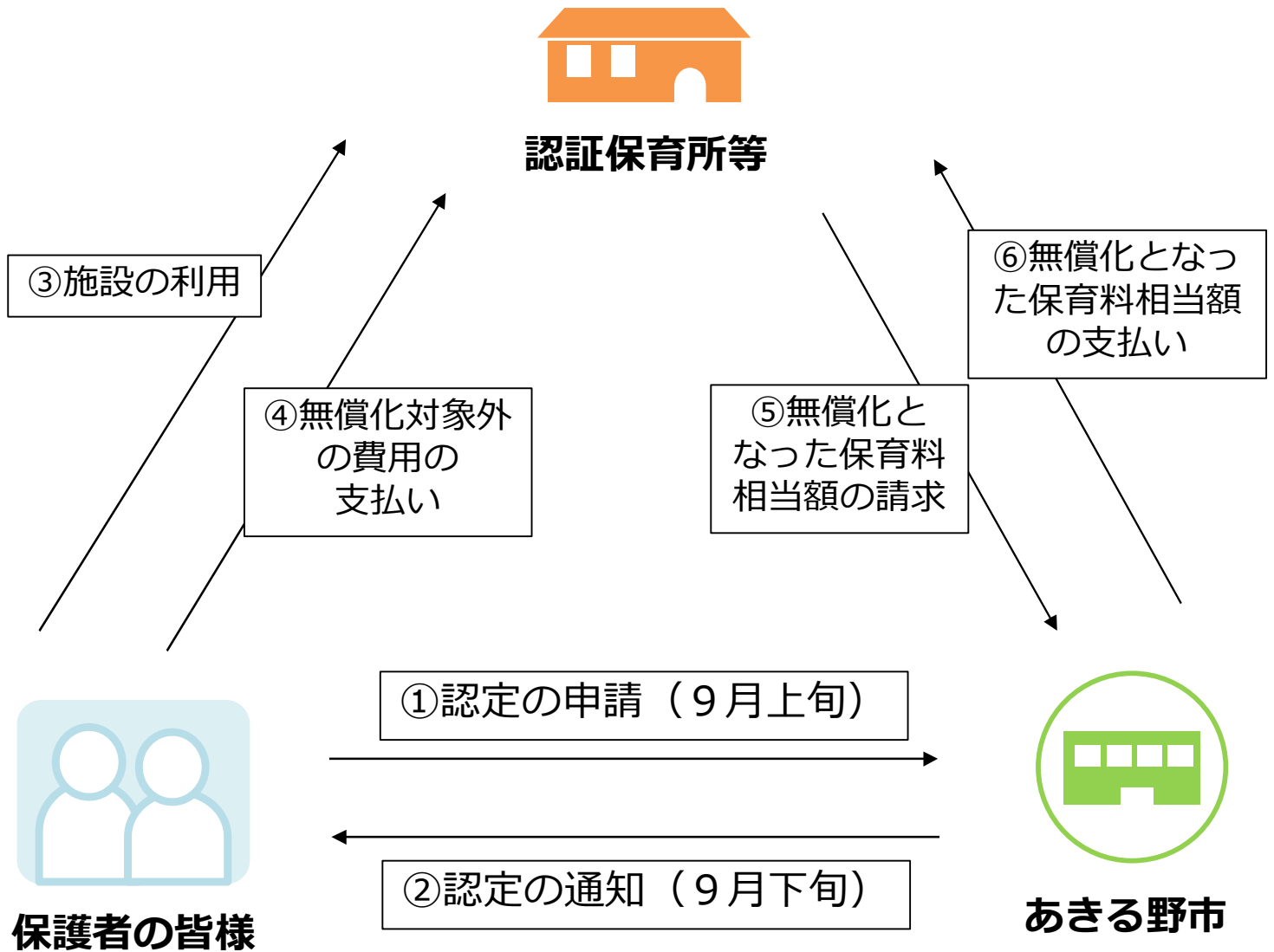
2 保育料

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもは、月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの市民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円まで保育料が無償化の対象となります。
 - (注1) 給食費や延長保育料、教材費、行事費、入園料は無償化の対象外です。
 - (注2) 上限額を超える保育料は、無償化の対象外です。
 - (注3) クラス年齢は、4月1日時点の満年齢です。
(例：4月1日時点で満3歳→3歳児クラス)

3 認定を受けるための手続き

- 提出書類
 - ① 施設等利用給付認定（変更）申請書
 - ② 保育の必要性を証明する書類
 - (注1) 記入例を参考に、別添の申請書に必要事項をご記入ください。
 - (注2) 保育の必要性を証明する書類は、保護者それぞれの分を添付してください。
なお、8月に保護者負担軽減補助金の申請で勤務証明書を提出された場合は、書類を添付していただく必要はございません。
- 提出先 通園している認証保育所に書類一式を提出してください。

[10月以降の利用のイメージ]



- ※保育の必要性の認定を受けていない場合は、あきる野市に申請が必要です。
- ※無償化対象外の費用の請求・支払いの時期など、手続きの詳細については、ご利用の認証保育所にご確認ください。
- ※認証保育所によって、手続きが異なる場合があります。
- ※無償化の対象は保育料です。給食費、延長保育料、教材費、行事費、入園料などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

幼児教育・保育の無償化に関するお問合せ先

〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地
あきる野市 子ども家庭部 保育課保育係
電話 042-558-1982
FAX 042-558-1117